

岩手県における被災者の生活再建支援の体制づくりについて

～被災者生活再建支援金の支給状況及び関係業務への取組みの現状と課題～

岩手県復興局生活再建課

平成 23 年 12 月

1 岩手県的生活再建支援金の申請及び支給状況

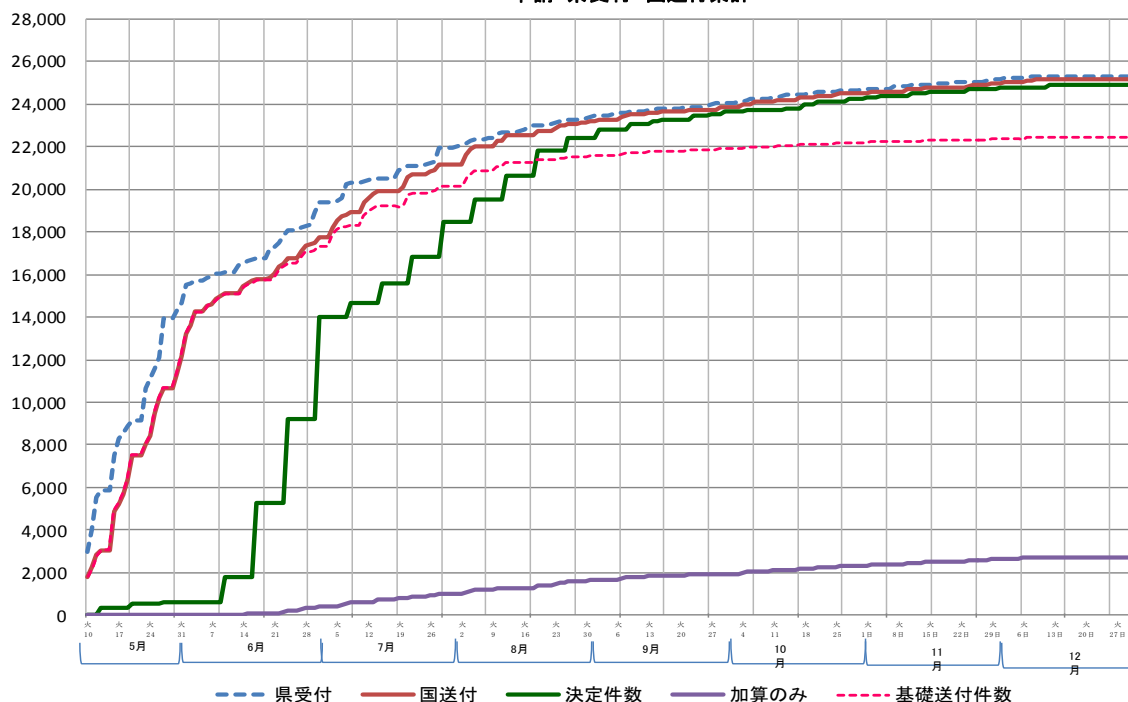
- 申請書の進達開始後約2か月(7月上旬)で、約20,000世帯の基礎支援金の申請書を進達
- 現在、対象世帯数約23,000世帯のうち、22,056世帯(95.8%)が基礎支援金を受給済
加算支援金は、建設・購入559世帯(20.7%)、補修1,826世帯(67.8%)、賃貸310世帯(11.5%)

被災者生活再建支援金(23.12.9現在)

	市町村名	申請受理(件)		支給決定	
		県受付件数	都道県会館への進達件数	支給件数(件)	支給金額(千円)
1	盛岡市	5	5	5	4,000
2	滝沢村	11	11	11	9,875
3	花巻市	15	13	11	16,375
4	遠野市	1	1	1	1,000
5	北上市	43	43	42	55,125
6	奥州市	122	120	112	119,250
7	金ヶ崎町	1	1	1	500
8	一関市	253	253	239	238,500
	(藤沢町)	1	1	1	375
9	大船渡市	3,397	3,397	3,384	3,113,250
10	陸前高田市	3,727	3,727	3,721	3,523,375
11	釜石市	4,419	4,413	4,384	4,012,375
12	大槌町	4,129	4,116	4,086	3,671,125
13	宮古市	4,667	4,655	4,600	4,100,375
14	山田町	3,194	3,192	3,123	2,919,875
15	岩泉町	216	215	215	208,375
16	田野畑村	222	222	212	218,875
17	久慈市	173	173	171	167,250
18	野田村	585	583	580	504,500
19	洋野町	27	27	27	31,250
20	二戸市	2	2	2	2,000
21	一戸町	3	3	3	3,000
	計	25,213	25,173	24,931	22,920,625

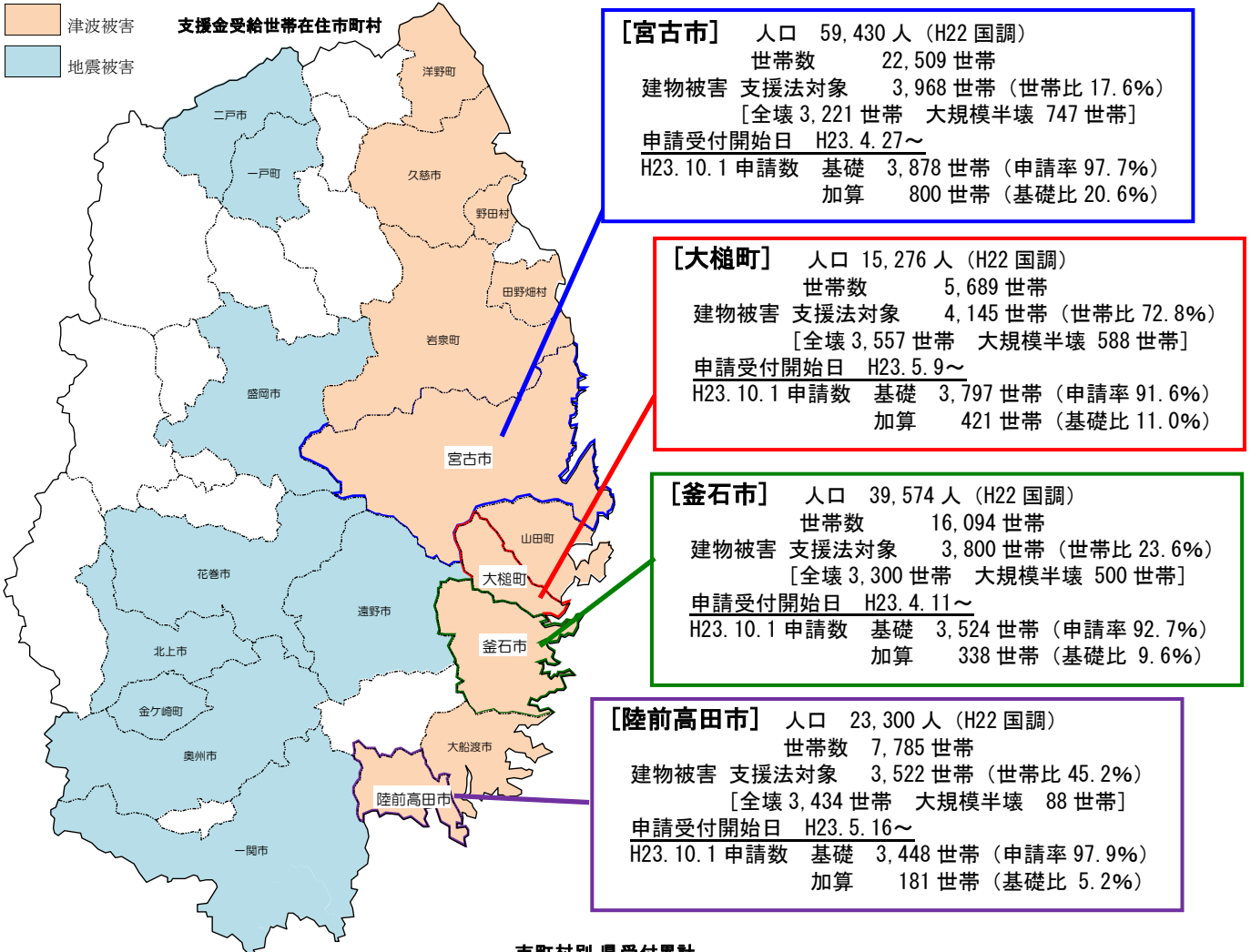
(うち基礎支援金分) (22,306) (22,291) (22,056) (19,272,650)

申請 県受付・国送付累計

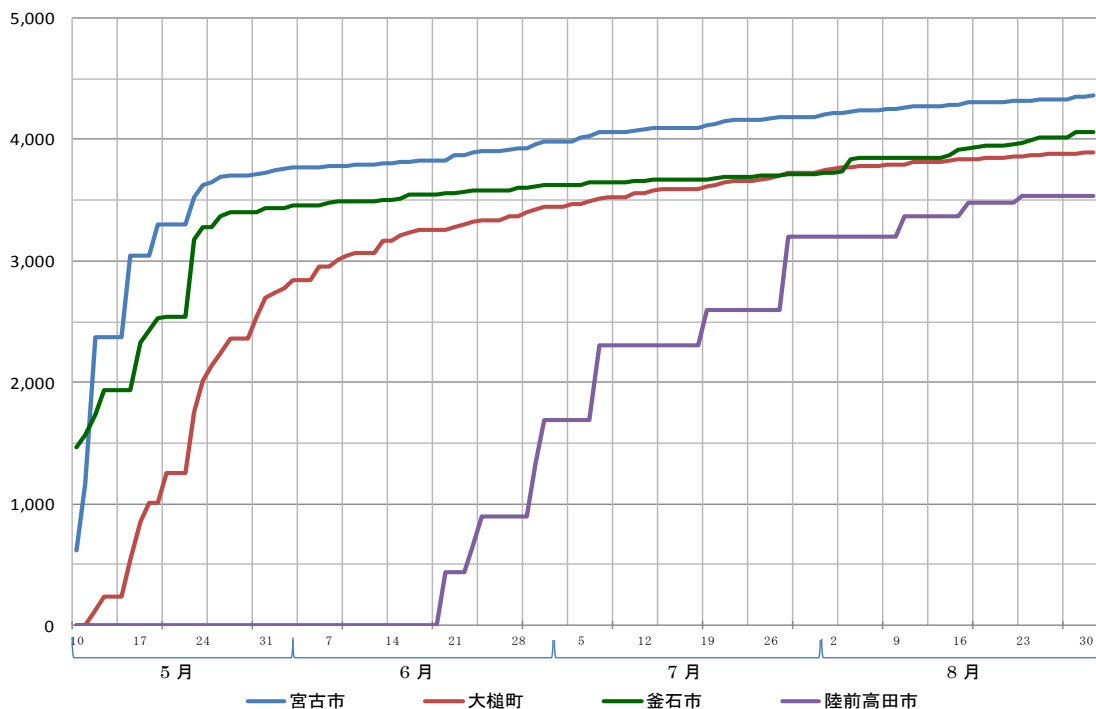


2 市町村別の生活再建支援金の申請状況

- 市町村の規模、市庁舎や職員の被災程度により、申請受付、進達の進捗状況に差がある
- 各市町村においては、他の自治体からの応援職員の支援を得て申請受付審査を実施した
- 陸前高田市においては、住民基本台帳の回復に時間がかかったことにより申請が遅れた



市町村別 県受付累計



3 生活再建支援金支給に関する県及び市町村の取組み状況

- 市町村では、発災後、避難所の設置・運営、物資・食糧の供給に多くの人員と時間を要したため、被害認定調査及びり災証明書の発行開始まで、発災から3週間～1か月を要している
- 県では、市町村に、義援金や支援金の受付審査事務、弔慰金の支給事務を行う応援職員を派遣して、巡回による事務指導や随時の電話等による助言指導を行った他、短期間で大量の申請書を審査して都道府県会館に進達した

	支援法関係事務に係る 県の業務実施状況及び支援状況	支援金・義援金・弔慰金に係る 市町村の業務実施状況【釜石市の例】
3月	3/11 東日本大震災 3/12 全県に支援法適用を告示 3/31 住家被害認定事務連絡(迅速化) —浸水被害の目視確認—	避難所設置・運営、物資・食糧供給 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px;">被害認定 職員12人、県職員2人 2人1組7班体制で調査 り災証明 職員3~5人、臨時1人 土日を含めて特設窓口で発行</div> 3月下旬 被害認定調査開始【税務課】
4月	4/12 長期避難世帯認定事務連絡(迅速化) —浸水率100%インフラ喪失— 4/15 県 長期避難世帯の区域照会 4/20~市町村指導(巡回) 4/25 県復興局設置 4/27 事務職員派遣開始	4/1 り災証明書発行開始【市民課】 4/11 支援金受付開始【地域福祉課】 義援金受付開始【地域福祉課】 4/18 義援金第1次配分
5月	5/10 県復興局へ支援法業務移管 5/31 県 長期避難世帯認定	
6月		
7月	7/1 県 長期避難世帯認定(追加)	
8月	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;">4/20~8/31 支援金審査事務対応職員 正職員21名、臨時職員45名 延べ434人(5.1人/日)</div>	弔慰金支給開始【地域福祉課】 8/23 義援金第2次配分 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px;">4/11~8/31 支援金受付審査事務対応職員 正職員3名、応援職員(栃木県等)4名 延べ265人(2.7人/日)</div>

※ 被災の程度が著しい市町村については、県が聞き取りした上で、支援金や義援金の事務処理の支援を行うための県職員を派遣し、また、他の自治体職員の派遣について斡旋を行った。

市町村名	大船渡市	陸前高田市	大槌町	山田町	計
派遣開始日	(4/27~)	(5/13~)	(5/9~)	(5/6~)	
県職員	—	—	8名	2名	10名
他県等の職員	19名	12名	7名	9名	47名
計	19名	12名	15名	11名	57名

※派遣人員は、最大となった時の人数

4 生活再建支援金支給及び関係事務における課題

- ▶ 短期間で大量に事務処理を行うには、臨時的に受付や審査が出来る職員の大幅な増員が必要
- ▶ 支援金関係業務を行う職員は、この業務を初めて経験する職員が多いことから、被災世帯への制度の説明やその根拠、公平性等について分かりやすく説明ができるよう、より明確な根拠、基準等が必要、また、迅速な事務処理を可能とするための業務の単純化、システム化が必要
- ▶ 被災した市町村では、短期間で被災世帯の「居住実態」を正確に把握することは非常に困難であり、住民票の世帯主と建物の所有者に着目した制度運用への転換等について検討が必要（首都圏等、大都市部で同様の災害が発生した場合に、制度運用上、問題となりうる）

(1) 支援金関係業務、人力的課題

① 被害認定 集合住宅等に居住する世帯の被害認定が困難である。

⇒ 分かりやすい明確な基準が必要である。

- ・ 店舗兼住宅等（1階店舗2階住宅）における浸水被害の被害程度の判断が難しい。
- ・ 木造アパート、鉄筋マンション等の浸水被害における上層階居住世帯の取扱いが分かりづらい。
（例）2階建て木造アパートで1階天井まで浸水した際の2階居住世帯や、5階建てマンションで3階テラスまで浸水した際の3、4、5階居住世帯の取扱い（建物全体か個別かの判断）

② リ災証明発行事務 市町村毎に証明内容に差がある。被災世帯が申請できない場合があった。居住実態の証明をしている証明書もある。

⇒ 証明内容、証明の相手方等についてガイドラインを示す必要がある。

- ・ 支援金、義援金の支給根拠となることから、一定のガイドラインを示す必要がある。
- ・ 誰に対して（証明する相手）どのように（証明内容）証明するか、また、居住していたか否かを証明する市町村もあり、その取扱いに各市町村の差が出て混乱するケースがあった。
（例）住民票がない世帯に対しては、一律、証明は行わず、アパート等に居住する被災世帯は、所有者（大家）への証明を付して支援金等を申請した市町村があった。

③ 申請受付事務 市町村は支援金だけではなく、義援金、弔慰金も同時に受付する。

⇒ 人的支援が必要となる。

- ・ 市町村は、被災世帯が所有するり災証明書を根拠として、世帯毎に支援策（支援金の他、義援金、弔慰金等）の手続き漏れがないか確認しながら受付しているので、人手と時間を要する。
（理由）「義援金はもらったが、支援金はもらえない」ということが発生しないようにするための処理であり、個々の世帯の状況を被災者から聞き取り等しながら行う必要があるため。

(2) 制度運用上の課題

災害時、被災市町村では、正確な居住の実態に即した申請受付に係る審査は困難であり、また、県、都道府県会館においては、市町村で作成された書類を基にした審査しかできない。

① 世帯 「住民票による原則」と「居住証明による例外」の世帯認定の取扱いが難しい。

⇒ 「世帯」の判断について、市町村は、窓口における被災者への対応に苦慮し、苦情等の処理に時間を要しており、居住実態を証明して被災世帯とする「例外」については、被災した住宅の所有者であるか否かにも着目して明確な線引きが必要である。

- ・ 「生計が別である」として、二世帯を主張する同一住民票世帯への対応が困難。
(一方、アパートの一室に住む住民票が別々の内縁世帯には、支援金は2世帯分支給される)
- ・ 「生計が別である」とする民生委員の証明書が提出された例があった。
- ・ 遠方で就労(長期間の出稼ぎ)、就学、介護等により、一時的に数年の間、所有する被災住宅(実家)に住民票を置くことが出来なかったため、受給できない世帯への説明と対応、また、そこに残って生活していた家族が被災して死亡したが、支援法が適用されないことに対する説明が困難であった。
- ・ 寮、グループホーム、障がい者施設、高齢者施設等に住民票がある単数世帯の取扱いが当初からはっきりせず、「支援金をもらえる、もらえない」が一時、被災地での話題となった。
- ・ 「世帯」の判断をめぐり、市町村が家庭内不和に巻き込まれている例がある。

② 長期避難 「避難命令」がない場合の長期避難世帯の認定は困難である。

⇒ 手続きの迅速化につながらなかった。

- ・ 世帯認定の根拠となる避難命令がない中で、長期避難世帯の居住する区域の認定は、認定区域と非認定区域の字界境界付近の住民への説明が困難である。
(道路や水路を挟んで、支援金の受給不受給世帯が分かれるため)
- ・ 県は、地元市町村の意向を無視して認定することは出来ず、市町村においても住民に対して区域の設定について、合理的に説明することは困難であった。
(どうしてこちらが認定されて、こちらが認定されないのか等の不満)
- ・ 今回の津波災害における浸水率100%でインフラが喪失した区域を認定可能とする特例的な取扱いに係る通知(平成23年4月12日付け事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」)は、り災証明を不要として手続きの簡素化、支援金の早期支給を目指したものであったが、結果的として早期支給につながらなかった。

(本県の例) 4月15日、区域の認定について県から市町村に照会

5月中旬、市町村回答に基づき、同月末認定告示(10市町村中、認定4市町村)

[認定を不要とした市町村の理由] 浸水率100%インフラ喪失地域は、全壊により支援金はほぼ申請済みであり、その他の浸水率100%に満たない地域ではインフラが徐々に回復して認定不要である

③ 申請審査処理、データ処理の改善 紙の申請書、重複審査、入力データの汎用性がない。

⇒ 迅速な支給のため、事務処理の改善、市町村、県、都道府県会館共用のシステム化が必要。

- ・ 申請支給状況等を取りまとめるデータ処理に係るシステムは、現在、都道府県会館にしかなく、支給結果は都道府県会館から県経由で市町村に送付される紙の一覧表しかない。
- ・ 県、市町村では、申請管理や集計のため、それぞれが独自にExcel等で作成した汎用性のないファイルで進行状況等を確認しており、申請書の送付や審査の進捗に係る被災者からの多くの問い合わせの対応に苦慮した。(いつ支給されるのか、後どの位で支給されるのか。)
- ・ 市町村、県、都道府県会館が同時に活用でき、市町村の窓口で審査の進行状況を被災者にリアルタイムで回答が可能となる無駄のない共用システムづくりの検討が必要である。(申請数等の集計に市町村、県、都道府県会館の間で、差が出ている可能性がある。)

生活再建支援金申請書の審査作業方法（臨時職員さん用）

1 書類の確認 ホッチキス(クリップ)を外してください

まず、申請書と添付書類を確認します。

- ① 申請書（申請者氏名と世帯主氏名が同じもの）
- ② 住民票
- ③ （預金通帳の写し）
- ④ り災証明書

4つの書類があったら、2 内容チェックに進みます。

※ 3（預金通帳の写し）は、無くても大丈夫です。

申請者氏名と世帯主氏名が違う。
住民票がない。
り災証明がない。
契約書が付いている。
領収書が付いている。
その他、よく分からない書類が付いている。

2 内容チェックを行わず、未確認分として、別にまとめておきます。

2 内容チェック

申請書の項目毎に内容をチェックします。

別紙様式第7号
被災者生活再建支援金支給申請書
平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長 殿
被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号 世帯主以外の方が申請する場合はその理由:

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。
①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（単数 複数）

②世帯主の氏名 氏名 なみがな

③被災した住宅の住所 〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所 〒

電話番号 ()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：平成 年 月 日）

被害状況 (半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由:
全壊・半壊解体・敷地被害解体
大規模半壊・長期避難)

チェック① 単数・複数
単数 ⇒ 住民票は1人分ある
複数 ⇒ 住民票は2人以上分ある

【OKの場合】
チェック②に進む

【違う場合】

チェック② 世帯主
住民票の世帯主と同じ
(よみがなも同じ)

【OKの場合】
チェック③に進む

【違う場合】

チェック③ 被災住所
住民票の住所と同じ
り災証明の住所と同じ

【OKの場合】
チェック④に進む

【違う場合】

チェック④
現在住所、振込口座
・住所、電話番号が記載
・口座番号が記載(通帳写し)

【OKの場合】
チェック⑤に進む

【違う場合】

チェック⑤ 被災状況
り災証明の程度と同じ

【OKの場合】
チェック⑥に進む

【違う場合】
付箋にチェックの何番が違うかを書いて申請書につけて、書類全部を左上にクリップ止めて、**チェック削除分**として、まとめておきます。

チェック①～⑤ を全てクリアした場合、次ページのチェック⑥へ

V
 (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り変更のままで結構です。)

区分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	400万円	75万円			住民票、預金通帳の写し り災証明書 その他()
解体(半壊・全壊)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(A-B):					万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他()
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 (営公営住宅入居者除く)	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(C-D):					万円

注1 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
 注2 それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額となります。既に受給した支援金がある場合は支給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

その他・・・
 ○印が書かれていない時は、添付されている書類のところをボールペンで○印を書いてください。

市区町村役場記入欄
 (災害名)

チェック⑥ 申請額
 被災区分、単数・複数世帯(前ページのチェック①・⑤参照)に合う行と列のところの金額に○印がある
 【違う場合】

【OKの場合】
 チェック⑦に進む

チェック⑦ 申請額
 チェック⑥の金額と一致する
 【違う場合】

【OKの場合】

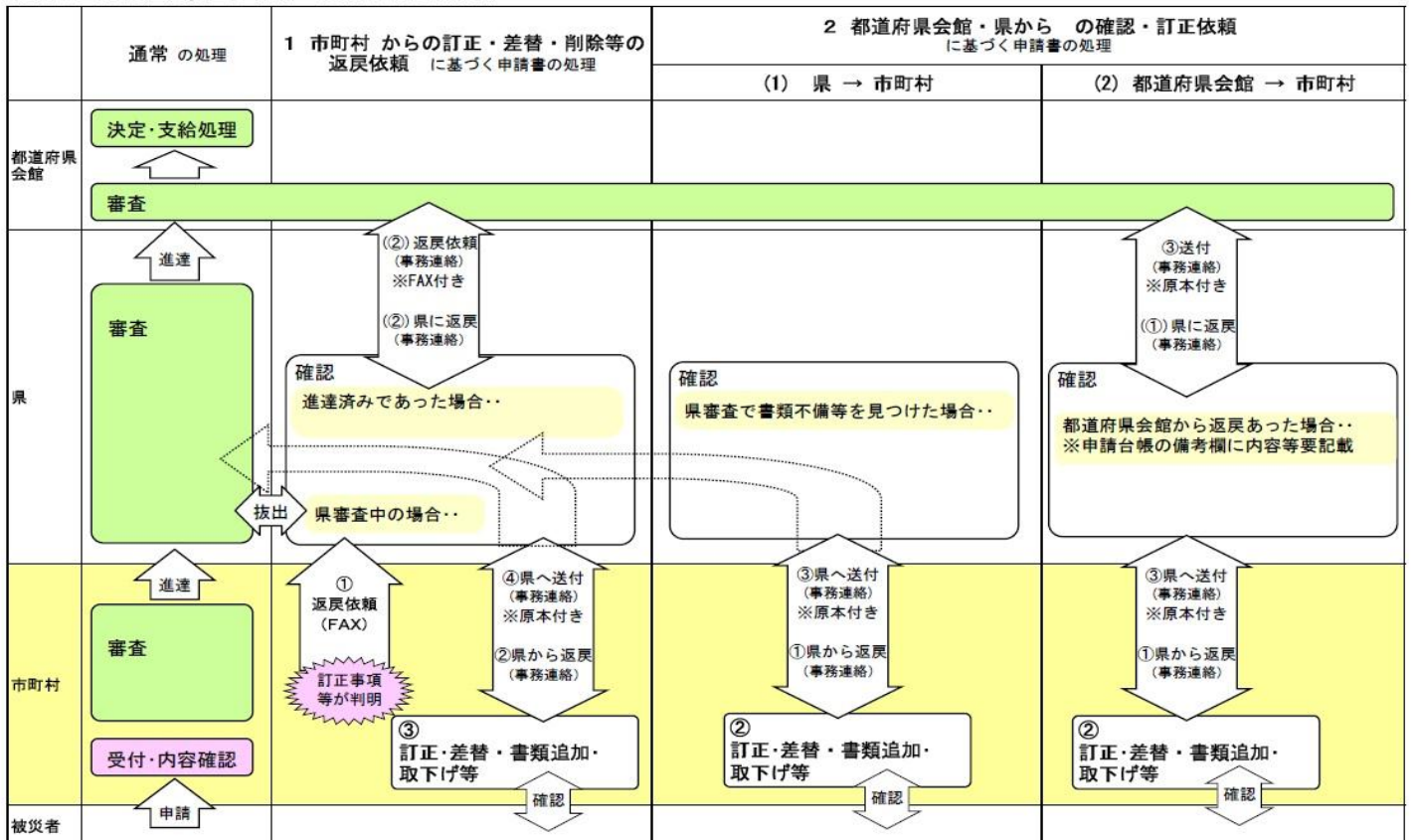
【違う場合】
 付箋にチェックの何番が違うかを書いて申請書につけて、書類全部を右上にホッチキス止めて、**チェック削除分**へ

審査終了!

- ①申請書 ②住民票 ③(通帳の写し) ④り災証明書

の順にそろえてクリップで止めて、入力する係の方に渡します。

被災者生活再建支援金申請書 返戻事務処理方法



被災者生活支援金申請書の県審査における着目点

申請	書類確認	内容確認	一致しない場合の県での処理	返戻を受けた市町村で必要な処理	再送付の際の注意点
基礎のみ	申請書 住民票(謄本) (通帳写し) 罹災証明書	申請書 添付書類があること ※通帳の写しがない場合、やむを得ないがそのまま進達している(入金エラー=手続きの遅れのリスクあり)	左記以外は返戻	必要書類の追加	※返戻連絡の付箋は外さないこと ※再送付用事務連絡を添書にして、訂正等が済んだものから、速やかに県へ再送付のこと
		申請書 申請者と世帯主が一致すること	理由が世帯主の「死亡」か「行方不明」の場合は県で訂正 理由が上記以外でも、世帯主の銀行口座である場合は訂正していない ※都道府県会館了承済み 上記以外は返戻	申請書の訂正(申請者要確認) 被災時の世帯主に訂正	
		申請書 単数・複数が、被災時の住民票の世帯員数と一致すること	一致しない場合返戻	申請書の訂正(申請者要確認) 住民票除票等添付 又は現住地の住民票添付	
		申請書 単数・複数が、被災時の住民票の世帯員数と一致しない場合で、世帯分離した世帯の申請であること	住民票・罹災証明・その他添付書類(民生委員の証明、公共料金支払い証明)から、住民票上の誰が世帯主で、また、誰々がその世帯員であるか、はっきり分かれれば可 上記以外は返戻	住民票が同一である分離世帯で、居住の実態と生計の別が分かる資料の添付 ・民生委員の証明(誰々が、どこに、いつから生活していたかを証するもの) ・公共料金の支払い証明(申請上の世帯主の名義のもの-生計別の根拠)	
		申請書 被災した住宅の住所に住民票があり、罹災証明の被災の場所と同じであること	罹災証明書上の地番が台帳地番である場合、固定資産台帳の写し、ブルーマップ写し、住宅地図等から同じ住所であることが分かれれば可 上記以外は返戻	申請書住所と住民票住所、罹災場所が同じであることが分かる資料添付 ・固定資産台帳、ブルーマップ等の写し ・住宅地図の写し	
		申請書 被災時の世帯主と住民票・罹災証明の世帯主が一致すること	世帯主が「死亡」で一致しない時は、県で申請書を訂正 上記以外は返戻	申請書の訂正(申請者要確認)	
		申請書 現在の被災世帯の住所に記載があること	正確な住所表示がなくても郵便番号があり、避難所であれば可 上記以外は返戻	申請書の訂正(申請者要確認) ・罹災世帯の現在の住所	
		申請書 振込口座が通帳の写しと一致し世帯主の口座であること	世帯主が「死亡」「行方不明」の場合は、夫か妻、生存している住民票上の年長者であれば可 上記以外は返戻	世帯主の通帳の写しに差替え 申請書の訂正	
		申請書 被害の状況が罹災証明と一致すること	○印の記載もれは県で訂正 上記以外は返戻	申請書の訂正又は罹災証明書の差替え	
		申請書 被害の状況が半壊解体・敷地被害解体の場合、その理由の記載があること 添付書類 市町村で発行した解体証明書原本が添付されていること ※解体証明書の添付で滅失登記簿謄本の添付は不要	左記以外は返戻	申請書への理由の記載 【理由の例】 ・住宅倒壊の危険防止のため ・居住するための補修費等が著しく高額となるため	
		申請書 申請額欄(表)の○印が所定のところに記してあること	○印がない場合であっても、申請書、罹災証明から明らかな場合、又は申請額が増額となる場合は県で訂正 上記以外は返戻	申請書の訂正(申請者要確認) ・申請書裏面の金額表	
		申請書 申請額が正しいこと	増額修正の場合は県で訂正 上記以外は返戻	申請書の訂正(申請者要確認) ・申請書裏面の申請金額	
		申請書 備考(添付書類に○印)があること	県で訂正		

申請	書類確認	内容確認	一致しない場合の県での処理	返戻を受けた市町村で必要な処理	再送付の際の注意点
基礎 +加算	申請書 ※基礎部分は上記のとおり	※基礎部分は上記のとおり	※基礎部分は上記のとおり	※基礎部分は上記のとおり	※返戻連絡の付箋は外さないこと ※再送付用事務連絡を添書にして、訂正等が済んだものから、速やかに県へ再送付のこと
	契約書等	【建設・購入】 契約書 依頼主又は買主が世帯主であること、建設・購入する業者、売主、場所、部屋、金額、施工期間、契約日(震災後であること)が分かるものであること	依頼主、買主が世帯主以外の者である場合でも、やむを得ない理由があるとき(世帯主の高齢、収入の関係で契約できない場合)、罹災世帯の世帯員ならば可。 ただし、支援金を支払う相手は基礎支援金を支払う方と同じ人になること。 自分で建設する場合、施工主名、場所、建設するのに必要な総額、内容、工期、設備工事内容を記載した任意様式を作成して、必要な材料購入等に係る領収書(一部施工していない場合はその見積書)と施工前後の写真を添付して、建設に着手してからの申請であれば可 ※プレハブの設置は、その建物に永続的に住むことを前提として認められる可能性はあるが、当面の間の仮住まいとして設置する場合は認められない。 上記以外は返戻	契約書等の訂正・書類等追加 (時間を要する場合は、一旦基礎支援金のみを申請する様に指導する。この場合、申請書の訂正)	
	【補修】 契約書 依頼主が世帯主であること、補修を依頼する業者、場所、金額、施工期間、契約日(震災後であること)が分かるものであること	依頼主が世帯主以外の者である場合でも、やむを得ない理由があるとき(世帯主の高齢、収入の関係で契約できない場合)、罹災世帯の世帯員ならば可。 ただし、支援金を支払う相手は基礎支援金を支払う方と同じ人になること。 自分で補修する場合、施工主名、場所、補修するのに必要な総額、内容、工期、設備工事内容を記載した任意様式を作成して、必要な材料購入等に係る領収書(一部施工していない場合はその見積書)と施工前後の写真を添付して、補修に着手してからの申請であれば可(全く材料を購入しておらず、実現が困難な補修の場合は不可) 原則として、被災した建物の補修であること。 例外として、別な場所にある自己所有の建物や親族の住家において、永続的に生活するために必要な補修を行うことも認められるが、この場合、契約書の依頼主は世帯主(又は罹災世帯員)であること その他、補修前(後)の写真や図面を添付して、単なる「リフォーム」でないことを証明すること※。 ※これまで居住スペースでなかった小屋、納屋等の内外装の他、電気、上下水道、電話、ガス等を付設するなどが考えられる。 上記以外は返戻	契約書等の訂正・書類等追加 (時間を要する場合は、一旦基礎支援金のみを申請する様に指導する。この場合、申請書の訂正)		
【賃貸住宅】 申請書 申請書の余白に、「県が行う民間賃貸住宅の借り上げ制度を利用していない・しないこと」を市町村担当者が確認したことのコメントの記載があること。	コメントの記載がない場合は返戻	申請書の訂正(申請者要確認) ・「申請者・世帯主から、県が行う民間賃貸住宅の借り上げ制度を利用していない・しないことを確認 ○月○日 担当者名」を申請書裏面の余白に記載 ・借り上げ制度の利用の場合は、当該制度終了後、または、終了前の立ち退きの際に申請が可能であることを申請者に説明の上、了解を得て申請書の訂正が必要	申請書の訂正(申請者要確認) ・「申請者・世帯主から、県が行う民間賃貸住宅の借り上げ制度を利用していない・しないことを確認 ○月○日 担当者名」を申請書裏面の余白に記載 ・借り上げ制度の利用の場合は、当該制度終了後、または、終了前の立ち退きの際に申請が可能であることを申請者に説明の上、了解を得て申請書の訂正が必要	申請書の訂正(申請者要確認) ・「申請者・世帯主から、県が行う民間賃貸住宅の借り上げ制度を利用していない・しないことを確認 ○月○日 担当者名」を申請書裏面の余白に記載 ・借り上げ制度の利用の場合は、当該制度終了後、または、終了前の立ち退きの際に申請が可能であることを申請者に説明の上、了解を得て申請書の訂正が必要	
契約書 借主が原則として世帯主であること、貸主、場所、部屋、家賃、契約期間、契約日(震災後であること)が分かるものであること	左の契約内容が不十分である場合は返戻	契約書等の訂正・書類等追加 (時間を要する場合は、一旦基礎支援金のみを申請する様に指導する。この場合、申請書の訂正)	契約書等の訂正・書類等追加 (時間を要する場合は、一旦基礎支援金のみを申請する様に指導する。この場合、申請書の訂正)		
加算 のみ	契約書等 ※基礎+加算の加算部分のとおり	※基礎+加算の加算部分のとおり	※基礎+加算の加算部分のとおり	※基礎+加算の加算部分のとおり	※返戻された加算のみの申請書は、再送付用事務連絡を添書にして、支給番号の記載、訂正等が済んだものから、速やかに県へ再送付のこと
	申請書	支給番号の記載されているもの ※住民票、通帳写し、り災証明は添付不要	左記以外は返戻	申請者本人の支給決定通知又は県から毎週送付される支給一覧表から支給番号を確認の上記載し、返戻された加算分のみの申請書については、通常の進達と分けて県再送付 ※都道府県会館から確認 支給番号がない加算分のみの申請書を追送するよりも、支給番号を記載して進達した方が支給事務が早くできるとのこと ※窓口での新規の加算分のみの申請受付を拒むものではないこと(受付は継続のこと)	